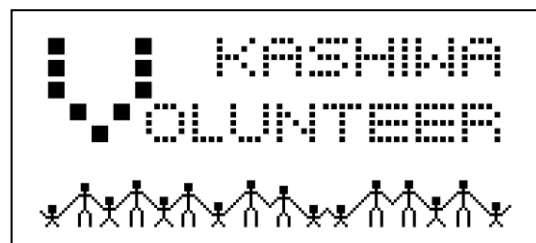

ボランティア活動中の保険

傷害保険 ・ 賠償責任保険

【目次】

1	保険概要	1
2	保険内容と保険金額	2
3	事故が起きてしまったら	3
4	お問い合わせ先	3
5	事故報告書記入例	4
6	保険金をお支払いできない主な場合	5
7	Q & A	6
	参考) ボランティア活動保険事故報告書	8



【はじめに】

ボランティアセンターでは、ボランティア活動を支援するため、登録ボランティア（個人・グループ）に対し『ボランティア活動中の保険』に加入し、活動上のリスクの軽減を支援しています。

1 保険概要

この保険は、ボランティア活動者が活動中の事故によるボランティア活動者自身の傷害および第三者に与えた損害賠償を包括的に補償するものです。

(1) 被保険者（保険の対象となる人）

ボランティアセンターに登録された個人・グループ

(2) 保険期間

毎年4月1日より翌年3月31日まで

(3) 保険の対象

自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とした、日本国内で行われるボランティアセンターに届出のあった無償活動中の事故。

注1) 費用弁償程度は、無償の範囲内と考えます。（交通費、昼食代等は常識の範囲）

注2) ボランティア活動には、団体の管理下における活動を目的とした学習会や会議、自宅から活動場所への通常の往復経路も含まれます。
なお、宿泊を伴う活動も対象となります。

注3) ボランティア活動中の事故を証明する第三者証明が必要となります。

注4) 山岳登攀、スカイダイビング等危険な運動を行う活動、銃器を使用する害獣駆除、海難・山岳救助、野焼き、チェーンソーを使用する森林ボランティア活動は対象外です。

注5) 学校管理下にある先生や生徒の活動や自宅での活動は対象外です。

2 保険内容と保険金額

(1) 死亡・後遺障害保険

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで、死亡または、所定の後遺障害が生じた場合。

(2) 入院保険（180日限度）

事故の日からその日を含めて180日以内にケガで入院した場合。

(3) 通院保険（90日限度）

事故の日からその日を含めて180日以内にケガで通院した場合。

但し、薬剤・診断書・医療器具の受領などを目的とした治療を伴わない通院は対象となりません。

(4) 賠償責任保険（自動車・バイクの運転に起因する賠償責任事故は対象外）

ボランティア活動に起因した事故が原因で、他人にケガを負わせたり、他人の器物を破損してしまい、法律上の賠償責任が発生した場合。

但し、現金・貴金属・美術品・骨董品、動物、植物、その他これらに準ずる物の破損等による賠償責任は対象となりません。

(5) 保険金額

保険金種類	保険金額
死亡	200万円
後遺障害	200万円（限度額）
入院日額	1日 3,000円（180日限度額）
通院日額	1日 2,000円（90日限度額）
賠償責任	2億円（限度額）

例1）活動中、交通事故により死亡した。（死亡・後遺障害）

例2）自転車で活動中、転んでケガをした。（入院・通院）

例3）自転車で活動中、誤って通行人にケガを負わせた。但し、相互の過失割合に応じてのお支払となります。（賠償責任）

例4）施設でボランティア活動中に、誤って花瓶をおとしてしまった。但し、破損物の時価額を限度でのお支払いとなります。（賠償責任）

3 事故が起きてしまったら（保険の請求）

事故発生後、25日以内（できるだけ早く）に『ボランティア活動事故報告書』（8ページ参照）をボランティアセンターまでご提出ください。

ご提出後、ボランティアセンターから必要書類を揃えて、保険会社へ提出します。

注1）後日、保険会社より直接ご本人（対象となる方）へ保険金請求に関するご案内があります。

注2）事故発生後、保険会社へ30日以内に報告できない場合や賠償事故の際、保険会社の承認なしに示談された場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。（示談に際しては、必ず事前に保険会社までご相談ください。）

4 お問い合わせ先

社会福祉法人柏市社会福祉協議会ボランティアセンター

住 所 〒277-0005 柏市柏5-8-12 教育福祉会館3階

電 話 04-7165-0880

FAX 04-7165-1355

5 事故報告書記入例

記入例		ボランティア活動保険事故報告書	
報告(提出)日	20××年×月×日	報告者 (グループの場合は代表者)	柏市次郎 TEL:04(7777)8888
ボランティアグループ名 (個人の場合は記入不要)			
事故発生時の状況	日 時	20××年×月×日(×) 午前□・午後●時●●分頃	
	場 所	特別養護老人ホーム ……	
	原因と状況	<p>◆ 記入例①: <u>1. ボランティア活動者がケガをした場合の例</u> 自宅から自転車で活動先の施設へ向かい、到着したので自転車から降りようとした時に、転倒し足首を痛めた。</p> <p>◆ 記入例②: <u>2. 相手がいる場合の例</u> 活動先の施設で、配膳のお手伝いをしていた時に、廊下に飾ってあった花瓶に誤ってぶつかり、花瓶を割ってしまった。</p>	
1. ボランティア活動者がケガをした場合(傷害)			
ケガをした人	氏 名	柏市太郎	
	住 所	〒277-0005 柏市柏5-0-0	
	電話番号	04(7165)0880	
ケガの程度と状況		病院で左足首、全治2週間の捻挫と診断され、現在通院中。	
病院名・連絡先		病院名/ 柏病院 TEL/ 04(7100)0000	
2. 相手がいる場合(賠償)			
事故を起こした人		沼南町子	
相手方	氏 名	特別養護老人ホーム 柏苑 (担当: 千葉)	
	住 所	〒277-0924 柏市風早1-2-2	
	電話番号	04(7193)2941	
損害の程度と状況 (ケガや物損)		花瓶は、完全に割れてしまい、修復できる状況ではありません。	

6 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 傷害保険

- * 保険契約者又は被保険者又は保険金受取人の故意または重大な過失
- * 戦争、変乱、地震、噴火、津波による場合
- * 被保険者の自殺行為、犯罪行為又は闘争（喧嘩）行為
- * 被保険者の無資格又は酒気帯び、麻薬・大麻・あへん・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車又は原動機付き自転車を運転している間に生じた事故
- * 被保険者の脳疾患、疾患または心神喪失
- * 被保険者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- * むちうち症又は腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- * 被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する常用具による競技、競争、興行又は試運転をしている間
- * 航空運送事業者が路線を定めて運行している航空機以外の航空機（グライダー及び飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間

(2) 賠償責任保険

- * 保険契約者、被保険者の故意
- * 戦争、変乱、地震、噴火、洪水、津波による場合
- * 汚染物質（煙、蒸気、臭気を含む）の排出等に起因する損害賠償責任
- * 被保険者と他人との間に損害賠償責任の約定があり、その約定により加重された場合
- * 施設の修理、改造等の工事に起因する損害賠償責任
- * 人や動物に対する治療や看護、医薬品の調合や授与又は指示、マッサージや柔道整復、理容や美容などの専門職業（法令資格による医療行為等）の業務に起因する損害賠償責任
- * 他人の財物が損壊しない場合、その財物の使用が阻害されたことによる損害
- * 航空機、船舶、エレベーター、車両の所有又は使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- * 自然な消耗、カビ、変色、さびによる財物の損壊に起因する損害賠償責任
- * 被保険者の心神喪失に起因する事故
- * 被保険者が故意又は重大な過失により、法令に違反して製造、販売又は提供した提供物に起因する事故

7 Q & A (過去の説明会より)

Q 1 : 怪我をさせてしまった場合は、その時点で謝罪に行った方がよいのか？また、その時に、代表者とその加害者で行った方がよいのか？

A 1 : 怪我をさせてしまった場合は、一般的に謝罪をした方がよいのでは。その際、加害者がいなければ、相手も良い気はしない。但し、注意点としては、責任の有無は、状況を十分に把握した上で、結論を出した方がよい。

説明) 自動車やバイクの事故による賠償保険は、車両に係る自賠責や任意保険で対応となる。特に大きな点は、任意保険の場合は示談交渉も保険会社の役目となるが、ボランティア保険の賠償事故については、示談交渉は当事者で行うことになる。

Q 2 : 活動の往復途上はどこからどこまでか？

A 2 : 集合住宅の場合は、玄関を出た時点。戸建ては、敷地を出てからが保険の対象。

Q 3 : 傷害保険を他にも掛けていた場合は、どうなるか？

A 3 : 基本的にはどちらにも請求することが可能。但し、賠償保険については、賠償額に対して、賠償保険が掛っている複数の保険会社間での按分で保険を支払う。

Q 4 : 賠償保険は、第三者となっているが、会員間での賠償事故は対象になるか？

A 4 : 対象になる。

Q 5 : 宿泊の場合も適用になるか？

A 5 : 適用になる。しかし、宿泊の際、活動の時間帯以外は適用にならない場合がある。そのためにも、国内旅行保険などの活用も考えてもらうとよい。

Q 6 : 自転車による事故は対象になるか？

A 6 : 車両による傷害保険は、自動車であれ、自転車であれ適用。問題は賠償保険である。賠償は自動車任意保険の適用になるが、自転車については、100%自力走行又は補助的(電動アシスト)は、ボランティア活動保険で対応可能。

Q 7 : 保険料は誰が負担しているのか？

A 7 : 社会福祉協議会が負担している。

Q 8 : 第三者証明とは？

A 8 : その日活動をしていることを知っている人、事故現場を見ていた人などを指します。交通事故の場合は警察に依頼し事故証明書をもらうことが良い。個人の場合は証明しづらいので、事前にボランティアセンターに活動の予告をしておくことが安心では。

Q 9 : 歩行者と車両の事故の場合、歩行者に過失があるとみなされることはあるのか？

A 9 : 歩行者に過失があるとみなされることもある。

Q 10 : メイクやネイル等のボランティア活動で事故(肌トラブルなど)が起きた場合は？

A 10 : ケースによるため一概には言えない。製品が原因の場合や相手の体質の問題もあるため、その都度相談してほしい。

Q 11 : 損害賠償については、減価償却される場合はあるか？

A 11 : ある。

Q 12 : 往復途上で買い物をした場合は対象外？

A 12 : 経路が問題となる。ボランティア活動時と全く同様の経路であれば対象となる場合もあるが稀である。もちろん買い物中は対象外。

- Q 1 3 : 活動場所の下見は活動とみなされる？また一人で行かないほうが良い？
- A 1 3 : 何か起こったときに証明が必要となる。
- Q 1 4 : 年間の事故件数は？
- A 1 4 : 一つの市町村で4～5件程度。
- Q 1 5 : 自動車事故の場合、傷害保険は適用される？
- A 1 5 : 適用される。損害賠償は適用されない。どちらを選択するかは本人の選択。
- Q 1 6 : 自動車で物損事故を起こした際、ボランティア保険は適用外と言われた。対象と
ならないか？
- A 1 6 : 現状、それぞれの任意保険でカバーいただくしかないため、自動車を使用したボ
ランティア活動の場合は、必ず任意保険に加入してほしい。

ボランティア活動保険事故報告書

報告(提出)日	年 月 日	報告者 (グループの場合は代表者)	TEL: ()
ボランティアグループ名 (個人の場合は記入不要)			
事故発生時の状況	日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
	場 所		
	原因と状況		

1. ボランティア活動者が怪我をした場合(傷害)

怪我をした人	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号	()	
怪我の程度と状況			
病院名・連絡先		病院名/	TEL/ ()

2. 相手がいる場合(賠償)

事故を起こした人			
相手方	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号	()	
損害の程度と状況 (怪我や物損)			

【事故報告書提出先】 ※ 事故発生後、25日以内にご報告ください。

事務欄	社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長 (地域福祉課 ボランティアセンター担当) 住所 柏市柏 5-8-12 教育福祉会館 3F 電話 04-7165-0880 FAX 04-7165-1355	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;">公印</div>
-----	--	--

ボランティア活動中の保険
傷害保険・賠償責任保険

社会福祉法人柏市社会福祉協議会
ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー

令和3年4月末発行